



No	30				再掲No	なし							
該当箇所番号	3	-	2	-	4	-	再掲箇所番号	-	-	-			
施策名	漁場漂流物対策の推進												
担当部局	農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課												
施策の概要	<p>漁業者が漁業活動中に回収した漂流物の処理への支援を行うことにより、広域的な漁場環境の保全を推進するため、平成19年度から漁場漂流物対策推進事業を実施。</p>												
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>大阪湾及び紀伊水道海域において、漁業者が漁業活動中に回収したゴミの処理への支援を実施(大阪府と徳島県の2団体連携)</p>												
進捗状況を示すデータ													
項目1									単位		対象地域		
年度													
項目2									単位		対象地域		
年度													
項目3									単位		対象地域		
年度													



分別作業の手間や破網等による漁業活動への支障、誤飲や絡まりによる水産生物への影響



漁場で回収した漂流物の処理状況

No	31				再掲No	なし							
該当箇所番号	3	-	2	-	4	-	再掲箇所番号	-	-	-			
施策名	瀬戸内海海ごみ対策検討会												
担当部局	環境省中国四国地方環境事務所												
施策の概要	<p>瀬戸内海のゴミの除去は個々の機関が実施しているが、根本的な解決策を講ずるまでには至っていないことから、関係する32機関(国8機関、県6機関、市6機関、漁連・各種団体10団体)からなる瀬戸内海ごみ対策検討会を設立し、関係機関が共通認識を持ち共同で対策を検討することにより、瀬戸内海の家ごみの発生抑制及び回収処理を進めていく。</p>												
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1) 検討会設置目的 瀬戸内海は、広く国立公園に指定された我が国有数の自然環境を有しており、また、優れた観光資源及び豊かな水産資源を育てていることから、その環境保全が重要であるが、海ごみ(海底ごみ、漂流ごみ及び漂着ごみ)によって景観の悪化や漁業被害等の問題が引き起こされている。瀬戸内海の家ごみを除去するため、関係行政機関、漁協、各種団体等が様々な活動を行っているが、抜本的な解決策を講ずるまでには至っていない。このような状況を踏まえ、関係機関が共通認識を持って共同して対策を検討することによって、瀬戸内海の家ごみの発生抑制及び適正処理を推進し、もって瀬戸内海の家環境を維持・保全することを目的として「瀬戸内海海ごみ対策検討会」を立ち上げることとした。</p> <p>2) 検討調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度には、海ごみ等の発生実態に係る既往の知見を整理した。</li> <li>・平成19年度には、瀬戸内海全域での海底ごみ調査及び回収処理取組事例の調査を実施、これらの調査結果と、これを踏まえた今後の対策の在り方に係る基本的な考え方を中間とりまとめとして整理した。</li> </ul>												
進捗状況を示すデータ													
項目1									単位		対象地域		
年度													
項目2									単位		対象地域		
年度													
項目3									単位		対象地域		
年度													

# 瀬戸内海 海ごみ対策で連携

## 沿岸6県32機関・団体 岡山で初の検討会



瀬戸内海海ごみ対策検討会の初会合で意見を交わす出席者 2006.3.15

瀬戸内海沿岸の自治体や漁協、民間団体などが連携して「海ごみ」の実態把握や処理問題に取り組み「瀬戸内海海ごみ対策検討会」が十四日発足し、岡山市内で初会合を開いた。

瀬戸内海沿岸の自治体や漁協、民間団体などが連携して「海ごみ」の実態把握や処理問題に取り組み「瀬戸内海海ごみ対策検討会」が十四日発足し、岡山市内で初会合を開いた。

瀬戸内海沿岸の自治体や漁協、民間団体などが連携して「海ごみ」の実態把握や処理問題に取り組み「瀬戸内海海ごみ対策検討会」が十四日発足し、岡山市内で初会合を開いた。

策の先進地域にしていきたい」と呼び掛けた。当面、海ごみ量の実態や発生要因を把握し、分析するための専門部会を設置する。さらに、新年度に住民向けの啓発用冊子を作製するなどの方針を決めた。

海ごみには、海底に沈殿する「海底ごみ」、海中や海上で浮遊する「漂流ごみ」、海岸に打ち上げられる「漂着ごみ」の三種類があり、河川や船舶からの投棄が主な要因とされる。近年、漁業や観光などに悪影響を及ぼす事例が目立っている。

(加納優)

# 瀬戸内のごみ対策強化

瀬戸内沿岸の自治体や国、漁業者、民間団体による「瀬戸内海海ごみ対策検討会」の初会合が十四日、岡山市であり、実態を把握するための専門部会を五月ごろ発足させることなどを決めた。広域的な協力態勢をつくり海ごみ対策に当たる。

## 現状把握へ専門部会



瀬戸内沿岸32団体の関係者が出席した海ごみ対策検討会の初会合

岡山、広島、香川など体から約五十人が出席。沿岸六県、主要八市、国これまで瀬戸内の海ごみ交番や農水省の出入、各について広範な調査がなされ、環境関係者も関わることから、まず「実態把握」を第一とし、専門部会を五月ごろ発足させることなどを決めた。

専門部会には、大学・研究機関の専門家や民間団体、行政、漁業者ら十人以上で構成。各地で行われた小規模調査の結果を整理し直すほか、清掃活動に当たる民間団体などにも協力を依頼。海ごみの発生源や移動状況、瀬戸内全体の総量の推計、被害についてまとめる。

さらに八月ごろに予定している第二回検討会で、ごみの回収や処理法、費用負担などについて検討する。「適正処理」、発生を減らす方策を考える「排出抑制」の専門部会を設置する方針。

また、ポリ袋や空き缶など家庭系が多いことか

ら、一般向けの啓発冊子を新年度中につくることも決めた。

海ごみは発生源が特定しにくく、遠方からの漂流物も多いため、処理の主体や費用負担に明確な決まりがなく、広域的な対策が求められている。検討会は環境省中国四国地方環境事務所（岡山市）が中心となり設立した。同事務所の市原信男所長は「海ごみは漁業、生態系、景観に大きな影響を及ぼす。関係者が協力し、各地のモデルとなるような取り組みを進めたい」と話している。（小野純）

沿岸32団体で検討会発足



## 市民との協働による河川環境管理



河川清掃(旭川)



河川清掃(土器川)



河川清掃(吉野川)



河川清掃(那賀川)

No	33	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 2 - 5 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり
-----	---------------------

担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課
------	----------------

施 策 の 概 要	<p>生態系や自然景観等に配慮した海岸の整備として、「エコ・コースト事業」、「自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松)」を実施している。</p> <p>○エコ・コースト事業 ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって、重要な生息場所等になっている海岸や、自然景観との調和を図る必要が高い海岸において、施設構造や工法の工夫、干潟や磯の創出などを行い、自然環境と調和した海岸を形成していく事業。 さらに、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の意見の聴取、パイロット工区における住民団体等の参画によりモニタリングの実施及びその結果等を踏まえた施設の整備を行う事業や、既に海岸保全施設が整備され、防護機能が確保されている海岸において、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の参画により、生態系に配慮した既存海岸保全施設の改良を実施する事業。</p> <p>○自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松) 海岸侵食等により白砂青松が失われつつある海岸において、海岸事業による砂浜の復元等の海岸環境に配慮した整備と治山事業による海岸防砂林の整備を連携して行い、効率的・効果的な事業実施を推進し、国土保全を図るとともに、自然環境と利用に配慮した白砂青松の創出を行う事業。</p>
-----------------------	--

瀬 戸 内 海 関 係 地 域 で の 実 施 事 例	<p>○エコ・コースト事業 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに9箇所を選定している。 うち、平成17年度は7箇所を実施中。2箇所で完了済み。</p> <p>実施中……白石島漁港海岸【岡山県】、東播海岸【兵庫県】、徳山下松港海岸【山口県】、 竹原港海岸【広島県】、下関港海岸【山口県】、児島港海岸【岡山県】、 観音寺港海岸【香川県】</p> <p>完了済……横江漁港海岸【岡山県】、天神海岸【岡山県】、</p> <p>○自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松) 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに2箇所を選定している。 うち、2箇所で完了済み。</p> <p>完了済……沼島漁港海岸【兵庫県】、脇田漁港海岸【福岡県】</p>
--	--

進捗状況を示すデータ												
項目1									単位	対象地域		
年度												
項目2									単位	対象地域		
年度												
項目3									単位	対象地域		
年度												



No	35					再掲No	69								
該当箇所番号	3	-	2	-	5	-	再掲箇所番号	3	-	13	-	-			
施策名	海岸景観形成ガイドラインの概要														
担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課														
施策の概要	<p>○海岸景観形成ガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全事業においては、津波・高潮災害の防止が第一の事業目的となることから、大規模構造物やコンクリート構造物等の景観にも大きな影響を及ぼす施設整備が実施されることが少なくない。また、浜辺等の水際線空間は人々にとって貴重なオープンスペースであることから、市民からはマリレジャー等の空間利用の観点からの利便性向上を求められることも少なくない。</li> <li>・その一方で、こうした事業の実施箇所は海岸景観の主要な構成要素である砂浜や岩礁、水面等であって、景観上の影響は広範囲に及ぶことから、事業実施にあたっては景観形成に対する十分な配慮が求められており、海岸保全施設単体の景観・デザインのみならず、保全対象周辺の地域や環境との一体的且つ地域の個性を尊重した整備を図る必要がある。</li> <li>・こうした状況に鑑み、本ガイドラインは、良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸と生活との関わりを見直し、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るための海岸の整備や取り組みの方策を示しており、今後の海岸事業の実施にあたってはこのガイドラインを活用し、海岸景観の調和が図られるように努めているところ。</li> </ul>														
瀬戸内海関係地域での実施事例															
進捗状況を示すデータ															
項目1											単位		対象地域		
年度															
項目2											単位		対象地域		
年度															
項目3											単位		対象地域		
年度															

No	36	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 3 - 1 -	再掲箇所番号	- - -

施策名 瀬戸内海の干潟・藻場の概要について

担当部局 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

●瀬戸内海の沿岸域においては、多様な生物の生息や繁殖の場である干潟・藻場が多く失われてきている。干潟面積については、昭和24年から平成18年までに約2割、藻場面積については、昭和53年から平成7年にまでに約4割が消失している。

年	干潟面積 (ha)
M31	25,190
T14	20,490
S24	15,200
S44	15,000
S53	12,548
H1-2	11,734
H6-7	11,963
H18	11,991

出典) M31年、T14年、S24年、S44年: 「瀬戸内海要覧」(建設省中国地方建設局)  
 出典) S53年、H1~2年: 第4回自然環境保全基礎調査(環境庁)  
 出典) H6~7年: 第5回自然環境保全基礎調査(環境庁)  
 備考) H6~7年においては、兵庫県及び徳島県のデータが含まれていない。  
 備考) 出典により、面積測定方法に違いがある。

年	藻場面積 (ha)
S53	12,548
H1-2	11,734
H6-7	11,710

出典) S53年、H1~2年: 第4回自然環境保全基礎調査(環境庁)  
 出典) H6~7年: 第5回自然環境保全基礎調査(環境庁)  
 備考) H6~7年においては、兵庫県及び徳島県のデータが含まれていない。  
 備考) 出典により、面積測定方法に違いがある。

進捗状況を示すデータ																
項目1	干潟の面積								単位	ha	対象地域	瀬戸内海				
年	M31	T14	S24	S44	S53	H1-2	H6-7	H18								
	25190	20490	15200	15000	12548	11734	11963	11991								
項目2	藻場の面積			単位	ha	対象地域	瀬戸内海									
年度	S53	H1-2	H6-7													
	12548	11734	11710													
項目3											単位	ha	対象地域			
年度																

No	37					再掲No	73						
該当箇所番号	3	-	3	-	1	-	再掲箇所番号	3	-	13	-	-	
施策名	第6回自然環境保全基礎調査(生態系多様性調査(浅海域生態系調査)の概要)												
担当部局	環境省自然環境局自然環境計画課・生物多様性センター												
施策の概要	<p>1)「自然環境保全基礎調査」は、全国的観点からわが国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎的資料を整備するため、環境省が昭和48年度より自然環境保全法第4条の規定に基づき概ね5年ごとに実施している。この調査は一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、過去30年間にわたり実施され本年度より第7回目の調査を進めている。</p> <p>2)「浅海域生態系調査」を自然環境保全基礎調査の一環として生物多様性の保全上重要な湿地の内浅海域における藻場・干潟に関する調査を全国統一手法を用いて平成14年度から実施し、生物相の基礎的情報の整備を行っている。</p> <p>①干潟調査 全国の干潟145箇所について、面積・地形タイプ・底質・植生・底生動物等の調査を実施。現地調査は平成16年度をもって終了した。補完調査及び取りまとめ・解析し、平成19年10月に調査結果を発表した。</p> <p>②藻場調査 全国の藻場129箇所を対象に、面積・底質・植生・動物相及び生物量等の調査を実施している。現在は取りまとめ・解析中。</p>												
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1)干潟調査 全国145箇所の内瀬戸内海関係地域には27箇所の調査地を設け、面積・地形タイプ・底質・植生・底生動物等の調査を実施。平成19年10月に調査結果を発表した。この中で、各調査地点ごとに生物相の概要を報告している。</p> <p>2)藻場調査 全国129箇所の内瀬戸内海関係地域には16箇所の調査地を設け、面積・底質・植生・動物相及び生物量等の調査を実施している。現在は取りまとめ・解析中。</p>											
進捗状況を示すデータ		現在取りまとめ中											
項目1									単位		対象地域		
年度	.....												
項目2									単位		対象地域		
年度	.....												
項目3									単位		対象地域		
年度	.....												

No	38										再掲No	なし																																		
該当箇所番号	3					-					3					-					1					-					再掲箇所番号	-					-					-				
施策名	港湾における干潟・藻場等の再生事業の概要																																													
担当部局	国土交通省港湾局国際・環境課																																													
施策の概要	<p>「第三次生物多様性国家戦略」や「21世紀環境立国戦略」等を踏まえ、港湾空間における水環境の改善、自然環境の再生・創出を図る。</p> <p>○閉鎖性海域における水環境の改善を図るため、浚渫工事等で発生する良質な土砂を活用した汚泥上への覆砂のほか、多様な生物の生息・生育が可能となる良好な環境の回復を目的とした、干潟、藻場、海浜の再生、創出等の自然再生事業を実施する。</p>																																													
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>①瀬戸内海(周防灘地区)海域環境創造・自然再生事業</p> <p>(1)事業の概要          苅田港周辺では水質・底質の汚染が進んでいるため、瀬戸内海西部区域の底質浄化事業の一環として覆砂を行い、水質・底質の改善を図るものである。浚渫工事等により発生する良質土砂で海底土を被覆するもので、長期的及び断続的に整備を行っている。          ○整備内容:覆砂 75ha          ○事業期間:平成5年度～平成20年度</p> <p>(2)事業の効果          覆砂区域においては、種々の底生生物が出現しており、覆砂による直接的な底質改善効果だけでなく、底生生物を餌とする魚介類の棲息・産卵に適した良好な生物環境が形成されている。また、底引網漁獲物やエビ刺網漁獲物は、覆砂区域での種類数・漁獲量が多く、底質環境の改善により生態系の回復を促すとともに、水産資源量の増大等の効果も出ている。</p> <p>②尾道糸崎港(海老地区、百島地区、灘地区、浦崎地区)海域環境創造・自然再生等事業</p> <p>(1)事業の概要          航路浚渫工事の土砂を活用して、干潟を造成することで、水質等の改善を図るとともに、豊かな生態系を創出するものである。          ○整備内容:海浜(干潟) 約70ha          ○事業期間:昭和59年度～平成25年度</p> <p>(2)事業の効果          干潟を造成したことで大規模なアマモ場の再生が確認されており、魚介類の産卵場、幼稚魚の餌場、隠れ場として重要な役割を果たしている。また、地域住民にとっても、豊かな自然を感じさせる重要な空間になっている。</p>																																													
進捗状況を示すデータ																																														
項目1											単位		対象地域																																	
年度																																														
項目2											単位		対象地域																																	
年度																																														
項目3											単位		対象地域																																	
年度																																														

①瀬戸内海(周防灘地区)海域環境創造・自然再生事業



②尾道系崎港(海老地区、百島地区、灘地区)海域環境創造・自然再生等事業



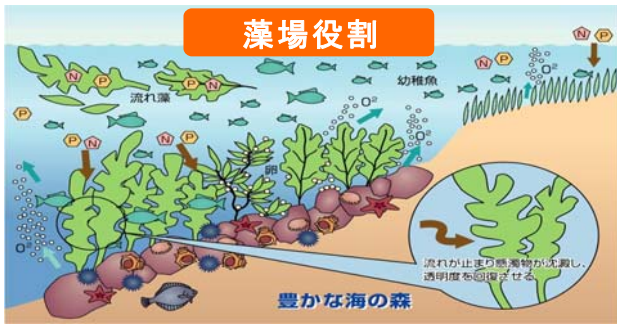
No	39				再掲No	なし					
該当箇所番号	3	-	3	-	1	-	再掲箇所番号	-	-	-	
施策名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区制度について										
担当部局	環境省自然環境局野生生物課										
施策の概要	<p>1) 鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護法とする）第28条1項の規定に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める区域が指定される。鳥獣保護区には、環境大臣が指定するものと、都道府県知事が指定するものがある。また、鳥獣保護区の中で、鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域については、鳥獣保護法第29条第1項の規定に基づき、特別保護地区として指定することができる。</p> <p>2) 鳥獣保護区内では、狩猟による鳥獣の捕獲は禁止される。</p> <p>3) 特別保護地区内では、工作物の新築、改築または増築、水面の埋め立てまたは干拓、木竹の伐採等鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼす行為は、国指定鳥獣保護区については環境大臣、都道府県鳥獣保護区については都道府県知事の許可が必要である。</p> <p>4) 平成20年3月末現在、国指定鳥獣保護区は全国に66箇所（547,840ha）が指定され、うち特別保護地区は53箇所（145,453ha）が指定されている。</p>										
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>◎国指定浜甲子園鳥獣保護区及び同特別保護地区について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：兵庫県西宮市</li> <li>・指定年月日：昭和53年11月1日</li> <li>・面積：30ha（うち特別保護地区は、12ha）</li> <li>・当該区域の自然環境及び指定目的： 当該区域は、大阪湾に注ぐ鳴尾川河口西部に位置する約1.5haの干潟と地先の水域を含んでいるが、この干潟は、大阪湾に残存する数少ない干潟のひとつである。ゴカイ、イソガイ等の海棲底生成物が豊富なため、シギ・チドリ類の重要な餌場であることから、オバシギ、キアシシギ、オオソリハシシギ等多くのシギ・チドリ類の集団渡来地となっている。</li> </ul> <p>また、カモ類やカモメ類の渡来地としても重要である。このように、当該区域は、シギ・チドリ類、カモ類等多くの渡り鳥の越冬地、休息地及び採餌場として利用されていることから、鳥獣保護区に指定し、渡り鳥の保護を図っている。</p>										
項目1								単位		対象地域	
年度	.....										
項目2								単位		対象地域	
年度	.....										
項目3								単位		対象地域	
年度	.....										







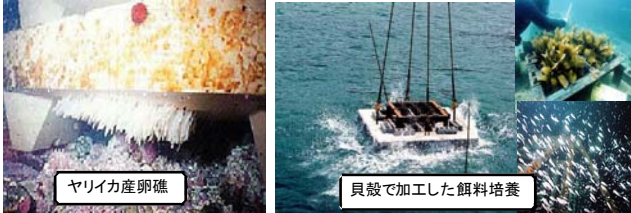
### 藻場役割



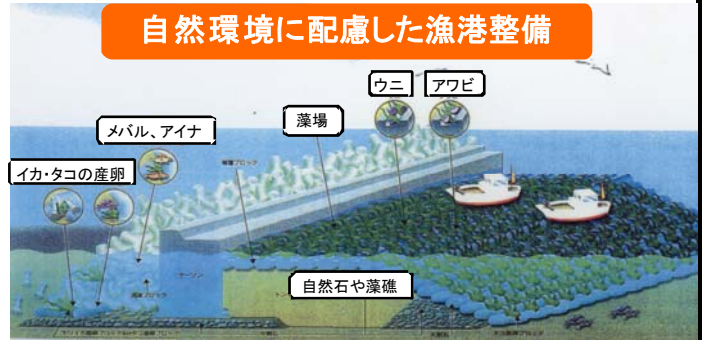
### 干潟の役割



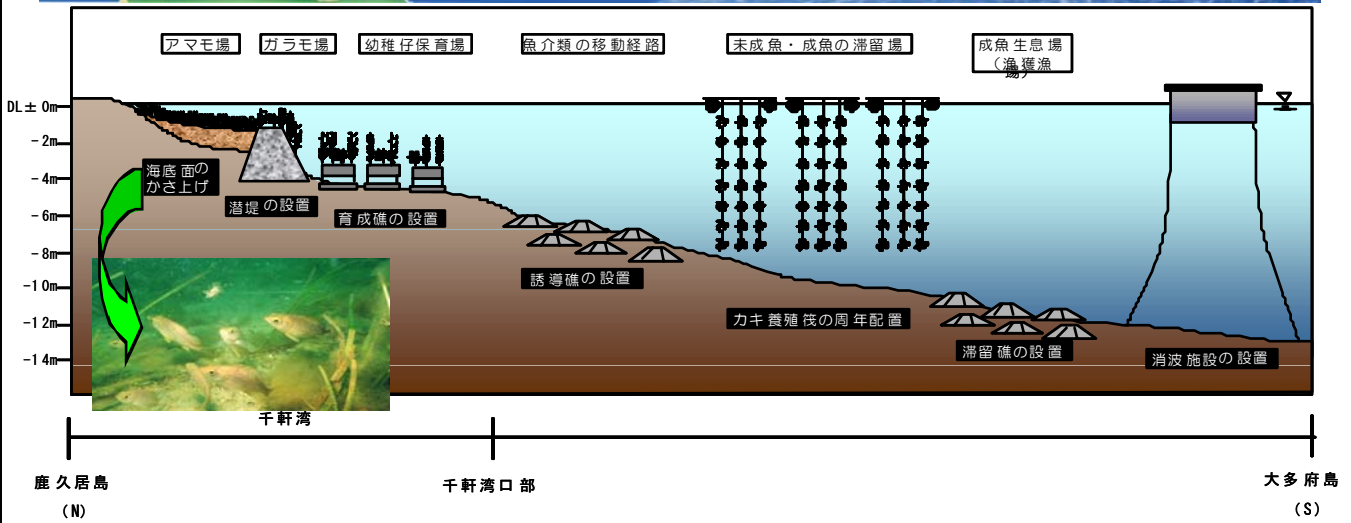
### 産卵礁・餌料培養礁の事例



### 自然環境に配慮した漁港整備

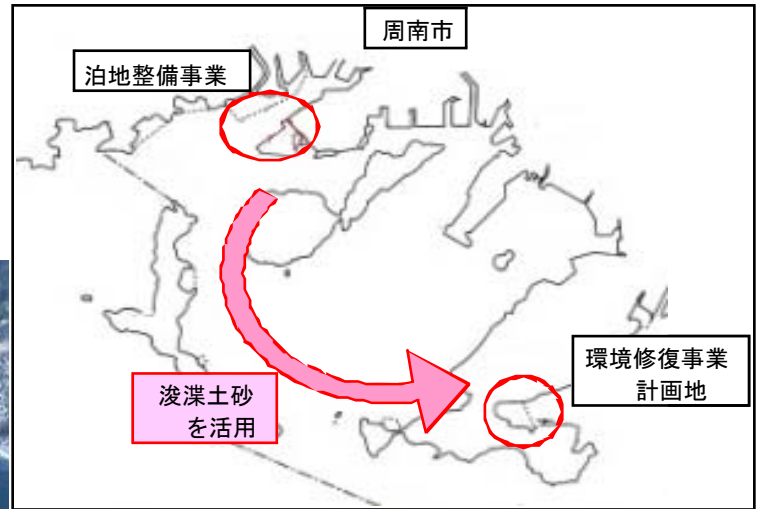


### 瀬戸内海関係地域での実施事例(岡山県東備地区)

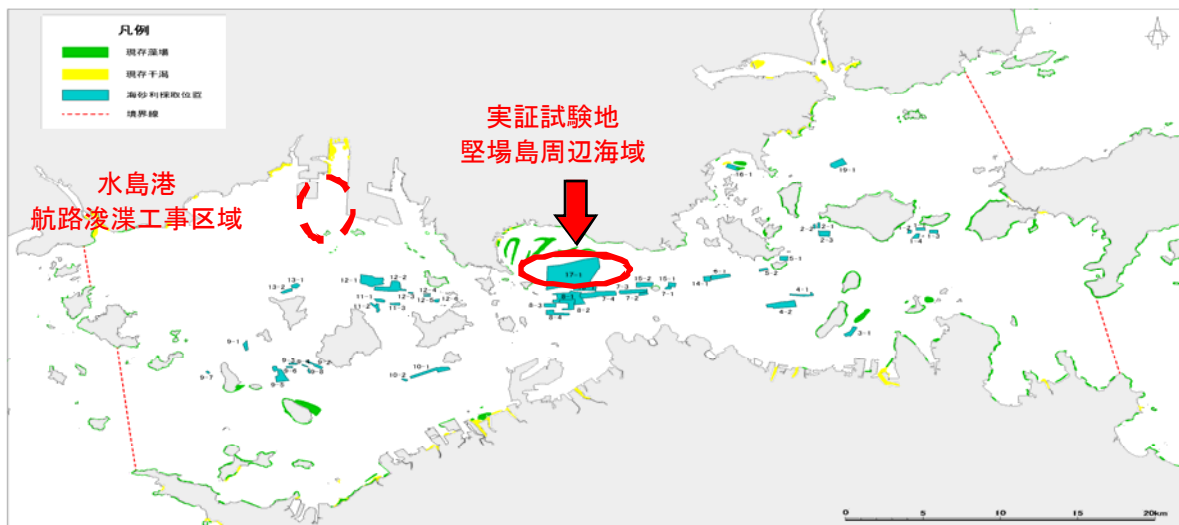


No	42					再掲No	57					
該当箇所番号	3	-	3	-	1	-	再掲箇所番号	3	-	8	-	-
施策名	瀬戸内海環境修復計画の概要											
担当部局	国土交通省港湾局国際・環境課、水産庁漁港漁場整備部計画課											
施策の概要	<p>過去に策定された「瀬戸内海における港湾及び海域の環境保全・創造の基本的考え方(旧運輸省)」や「瀬戸内海環境保全基本計画(環境省)」等においては、過去に失われた環境の修復の必要性が謳われているものの、いずれも具体的な事業計画の提案まで踏み込んでいないこと、また、環境修復のみを目的とした事業は、その効果を定量的に評価することが容易でないことより、十分に進められていないのが現状となっています。</p> <p>このような背景から、国土交通省中国地方整備局及び水産庁漁港漁場整備部は、2か年をかけて国土総合開発事業調整費(調査の部)により瀬戸内海の環境修復の方法について検討を行い、現時点での技術レベル等を踏まえ、将来瀬戸内海全体で効率的・効果的に環境修復事業を進める上での課題抽出及び解決のためのケーススタディを目的として、関係省庁の連携による、浅場(干潟・藻場等)の修復を目的とした具体的な事業計画モデルの検討を行いました。</p> <p>○計画のアウトプット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①浅場(干潟・藻場等)の修復目標量の設定 瀬戸内海全域で平成16年度より今後20年間で干潟・藻場等の面積を約600haを修復する。</li> <li>②湾・灘別の環境特性・課題の整理と対応方策の設定</li> <li>③湾・灘別の環境修復目標の設定方法の設定</li> <li>④浅場(干潟・藻場等)修復計画手法の設定</li> <li>⑤環境修復計画における合意形成手法の設定</li> <li>⑥瀬戸内海における環境修復の効率的な推進手法の設定</li> </ul>											
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>・パイロット事業の実施【大島干潟造成を推進】 徳山下松港新南陽地区多目的国際ターミナル整備事業における泊地浚渫工事で発生する土砂を有効活用し、港湾部局(国土交通省中国地方整備局)と水産部局(周南市)とが連携し、アサリの生育場として継続的に活用できる干潟の整備を行う。 (港湾部局) 潜堤、土砂投入及び投入土砂の流出防止策 (水産部局) 水産振興策及び維持管理</p> <p>・シンポジウム、環境学習などによる啓蒙活動の推進(国土交通省中国地方整備局)</p> <p>・備讃瀬戸環境修復計画策定に向けた検討(国土交通省中国地方整備局) 平成18年度より、瀬戸内海環境修復計画策定に向けて、学識経験者、関係機関等による検討会を実施。また、港湾整備により発生する浚渫土砂を海砂利採取跡地の環境修復に有効活用するため、水島港で発生した浚渫土砂を用いた現地実証実験を平成19年度より実施。</p>											
進捗状況を示すデータ												
項目1						単位		対象地域				
年度	.....											
項目2						単位		対象地域				
年度	.....											
項目3						単位		対象地域				
年度	.....											

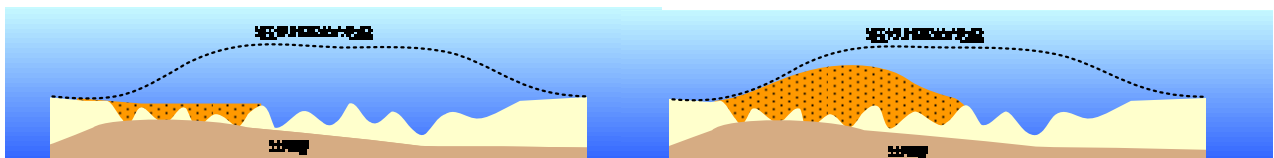
【徳山下松 大島干潟】



【備讃瀬戸における現地実証実験】



現地実証試験実施海域



現地実証実験施工イメージ

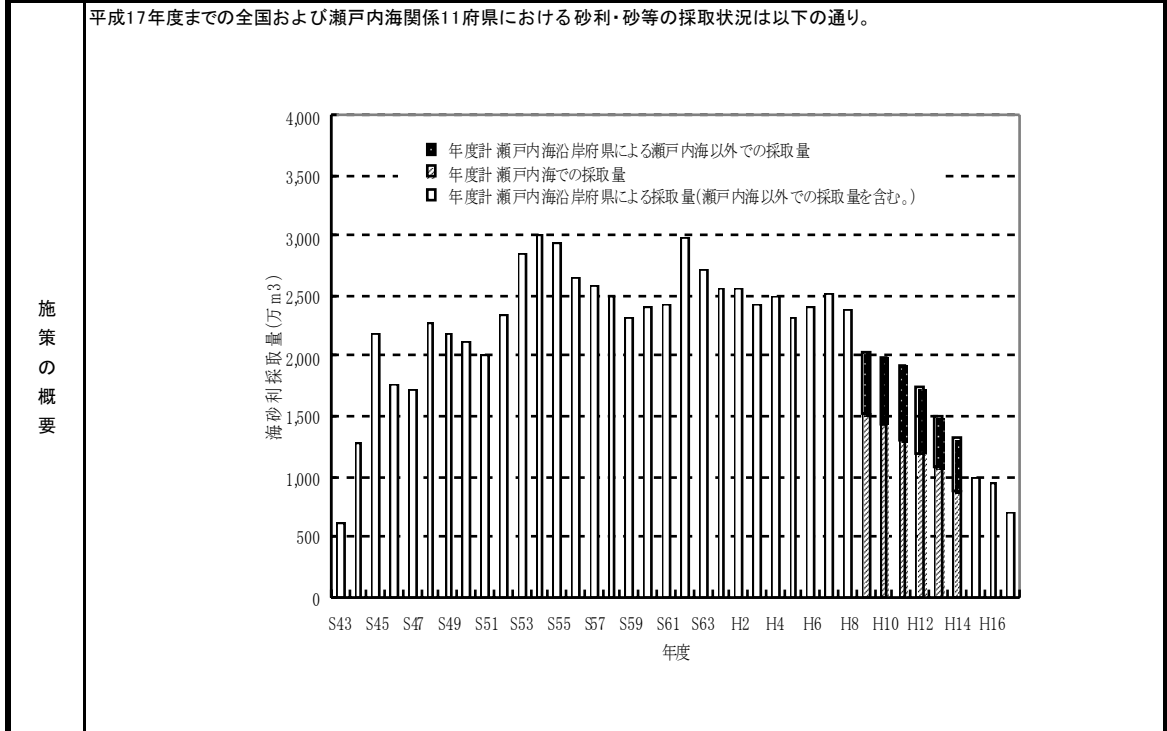
No	44				再掲No	なし							
該当箇所番号	3	-	3	-	2	-	再掲箇所番号	-	-	-			
施策名	効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出												
担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課												
施策の概要	<p>効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出を目的に「渚の創成」を実施している。</p> <p>○渚の創成 一連の沿岸における土砂バランスを回復させる観点から、港湾・漁港や河川で堆積した土砂をリサイクル材として活用しながら侵食海岸での海浜の復元を図る事業。</p>												
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○渚の創成 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに1箇所を選定している。 うち、平成17年度は1箇所を実施中。</p> <p>実施中……屋釜海岸【香川県】</p>												
進捗状況を示すデータ													
項目1									単位		対象地域		
年度													
項目2									単位		対象地域		
年度													
項目3									単位		対象地域		
年度													



No	46	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 4 -	再掲箇所番号	- - -

施策名 瀬戸内海における海砂利採の状況

担当部局 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室



瀬戸内海関係地域での実施事例

平成17年度の府県別砂利採取量は以下の通り。  
 なお、瀬戸内海関係府県においては、海砂利の採取認可を行わないこととする府県が増えている。(香川県が平成17年度から、愛媛県は平成18年度から採取禁止)

府県別砂利採取量(平成17年度)

	大阪府	兵庫県	和歌山県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	大分県
産	0	0	0	0	0	1,432	0	0	2,175	2,124	330
その他	213	345	423	168	46	21	1,781	64	45	85	220
計	213	345	423	168	46	1,433	1,781	64	2,220	2,210	550

注：1. 「産」は、砂利、砂、玉砂、玉砂利をいう。  
 2. 「その他」は、川、川、川、その他の地域の場合である。「海」は海砂利をいう。  
 3. 山口県、和歌山県及び大分県は、海砂利採取量については瀬戸内海沿岸府県以外を含む。  
 4. 単位は10,000m³である。  
 出典：砂利採取量調査報告書(経済産業省、国土交通省)

進捗状況を示すデータ

項目1	単位	対象地域
年度		
項目2	単位	対象地域
年度		
項目3	単位	対象地域
年度		

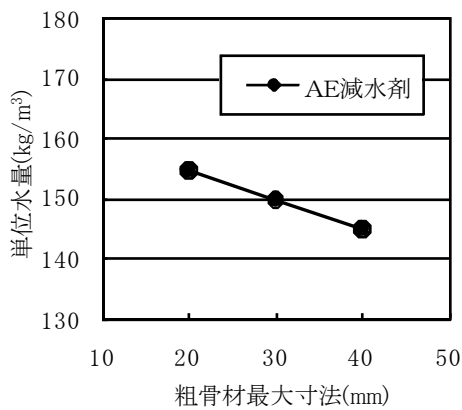
No	47	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 4 -	再掲箇所番号	- - -
施策名	瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査の概要について		
担当部署	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室		
概要	<p>瀬戸内海における海砂利採取の実態を把握するとともに、長年にわたる海砂利採取が水質・底質、地形、生態系をはじめとする瀬戸内海の環境に及ぼしてきた影響を明らかにすることを目的に平成6年から平成13年にかけて「瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査」を実施した。</p> <p>1. 調査項目及び結果</p> <p>①濁りの発生等水質の変化  砂利採取船から排出される余水の拡散は潮流の強弱や底質の底泥率、採取船の運転状況等によりかなりの差が生じていた。PH、CO<sub>2</sub>、溶存酸素濃度及び栄養塩類（窒素・燐）等について、余水及び周辺海域で調査した結果、水質の変化は余水口周辺の狭い範囲以外にはほとんど認められなかった。</p> <p>②海底地形、底質の変化  備讃瀬戸（榎島島南東海域）の砂利採取区域では、その区域の大半で砂利採取前の水深から、-20m程度水深が増大していることが確認された。  三原瀬戸（大久野島東海域）の砂利採取区域では、採取前に存在していた-3m~-20mの砂堆が消滅し、大半が-40mを超える水深となり、底質が明らかに礫化している区域が確認された。礫化の原因としては、海砂利採取に伴い不要物として排出された礫分（礫や貝殻等）が潮流にも流されず、採取区域内やその周辺に堆積したままと考えたものと考えられる。  また、備讃瀬戸底生生物調査時に併せて採取前後における海底地形の変化を調査したところ、採取の1年後でも海底地形に大きな変化はなく、凹凸地形の埋め戻しや平準化は容易に生じるものではないと考えられた。さらに、燧灘底生生物調査において、海底地形及び底質について昭和元年当時の既存データと比較したところ、水深の増大と凹凸地形は過去に砂堆があった範囲のほぼ全域に及び、底質は、砂分主体から砂礫分主体に変化していることが確認された。</p> <p>③底生生物（マイクロベントス）への影響  備讃瀬戸底生生物調査においては、実際に行われている海砂利採取と比較して面積、深さはかなり小規模であるが、試験的に表層砂利を採取し、その前後における底生生物の経時変化を調査した。その結果、種類数、個体数など底生生物への影響は数ヶ月に及び、時間的経過と共に回復していく様子が伺えた。  燧灘（大三島南海域）底生生物調査においては、調査地点を、現在の砂利採取認可区域、過去の砂利採取認可区域及び設定履歴のない区域に区分し、底生生物の種類数、個体数等を比較したところ、現在の認可区域を中心とした範囲で明らかに少なく、海砂利採取による影響が確認された。一方で、過去の認可区域では、設定履歴のない区域との差が見られず、影響からの回復が進んでいることが伺えた。  これらのことから、底生生物への影響については、採取の規模や方法等により差異があり、また、砂層の保持など底生生物の生息環境に配慮されていれば、採取後も時間的経過とともに一定の回復が進むものと考えられる。</p> <p>④イカナゴへの影響  イカナゴが夏眠・産卵場として好んで選択する海砂利の粒度範囲とコンクリート用細骨材の標準粒度の範囲が重なっており、海砂利採取の影響が懸念されている。  備讃瀬戸海域で実施したイカナゴの卵稚仔調査及び過去の岡山県の調査結果を総合すると、イカナゴ発生量は昭和50年代に入って大きく低下し、現在まで低いレベルのまま推移していることが確認された。  一方、備讃瀬戸の燧灘・大阪湾にもイカナゴの夏眠場・産卵場があるが、ここでは砂利採取は過去30年以上行われていない。兵庫県の調査によると、備讃瀬戸でみられたような昭和50年代に入ってからイカナゴ発生量の大きな低下は燧灘・大阪湾ではみられず、昭和60年以降は大きく増加している。この60年頃より、調査時の採取方法の変更や資源管理型漁業の導入などがあり、過去のデータと直接比較は困難であるが、イカナゴ発生量自体が増加しているものと考えられる。  イカナゴ発生量が減少する要因としては、漁獲による減少、水質や夏眠・産卵場である底質等の変化による生息環境の悪化などが考えられる。備讃瀬戸では、イカナゴ漁獲量は昭和50年代の一時期には増大しているものの、昭和60年代以降はイカナゴ発生量の多かった昭和40年代前半より少し多い程度で推移しており、漁獲量と発生量との関係をみる限りにおいては、漁獲が大きな影響要因になっているとは考えられない。また、水質についても昭和50年代以降悪化傾向が見られないこと及びポンプ採取船の導入により昭和50年頃から砂利採取量が大幅に増大したことを考慮すると、イカナゴ発生量の低下は、大量の海砂利採取により夏眠・産卵場を奪ったことが最も大きな影響要因と考えられる。  また、イカナゴが肉食性魚類の餌として生態系の重要な地位を占めており、このようなイカナゴ発生量の低下は、海域生態系にも影響を与えてきたものと考えられる。</p> <p>2. 今後の対応</p> <p>① 海砂利の賦存量・分布状況の把握と環境影響調査の実施  ② 採取量の最小限化  ③ 環境への影響を及ぼすことが少ない採取位置、面積、期間等の制限  ④ 環境への影響のより小さい採取方法等の開発の促進等  ⑤ 海砂利代替材の安定確保と研究開発の促進等  ⑥ 海砂利採取跡地等への保全</p>		



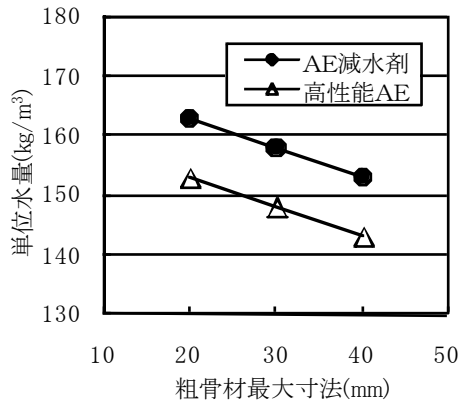


(1) 砕砂の有効利用技術の検討

- ・川砂に比較して砕砂は単位水量が増加する(海砂は川砂と同等)
- ・高性能AE減水剤を使用することで単位水量を減じることが可能



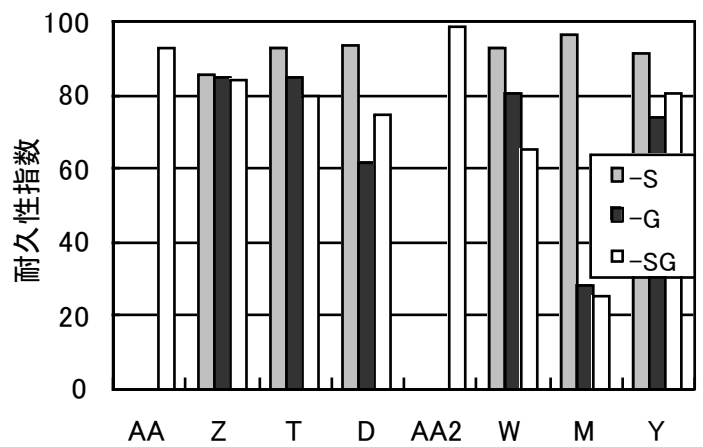
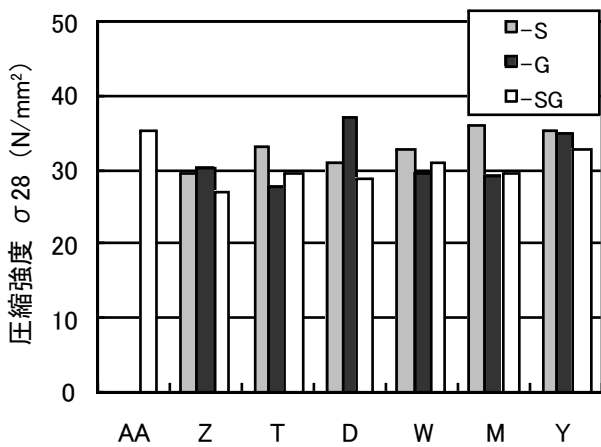
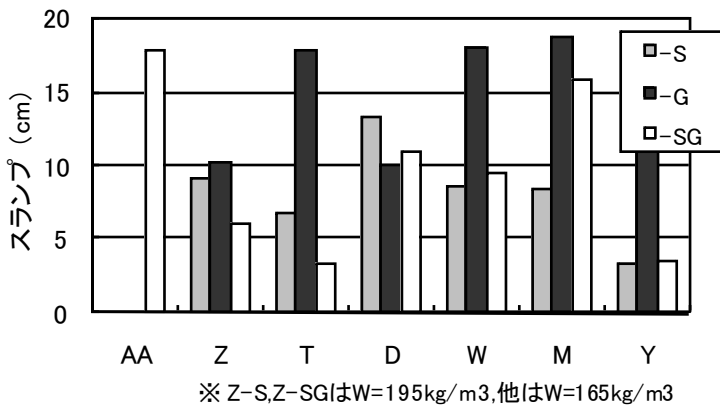
(1) 川砂



(2) 砕砂A

(2) 規格外細骨材の有効利用技術の検討

- ・品質規格を満足しないZ,T,D,W,M,Yの6種類の細骨材(S)、粗骨材(G)を使用してコンクリートを練混ぜ、品質を調査した(AAは比較用の良質骨材)
- ・細骨材の影響はスランプで大きく、強度、耐久性では小さい





No	50					再掲No	なし							
該当箇所番号	3	-	5	-	-	再掲箇所番号	-	-	-					
施策名	埋立に当たっての環境保全													
担当部局	環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 環境影響審査室													
施策の概要	面積50ha以上の公有水面埋立及び30ha以上の廃棄物最終処分場においては、環境影響評価法に基づき、環境影響評価を行うこととされている。その際には、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとされ、その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとされている。													
瀬戸内海関係地域での実施事例	環境影響評価法の施行以降、瀬戸内海においては、水島港(玉島地区)公有水面埋立事業、新門司南地区公有水面埋立事業等について、環境影響評価手続きを完了している。													
進捗状況を示すデータ														
項目1											単位		対象地域	
年度														
項目2											単位		対象地域	
年度														
項目3											単位		対象地域	
年度														

No	51					再掲No	なし				
該当箇所番号	3	-	7	-	-	再掲箇所番号	-	-	-	-	
施策名	多自然川づくり										
担当部局	国土交通省河川局河川環境課、治水課										
施策の概要	<p>多自然川づくりは、河川が本来有している生物の良好な生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全あるいは創出する事業の実施をいい、現在、災害復旧事業を含め全ての河川整備は多自然川づくりとすることが基本とされている。</p> <p>多自然川づくりにおいては、自然の特性やメカニズムを活用し、生物の良好な生息・成育・繁殖環境と河川景観の保全・創出する川づくりを実施しているところ。</p>										
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>広島市を流れる第一古川等において実施。          &lt;具体的な実施内容&gt;          ・瀬や淵を設け河道を蛇行させるなどし、変化に富んだ整備を実施。          ・治水上支障の無い範囲で極力樹木の保存や植樹を実施。          等</p>										
進捗状況を示すデータ											
項目1						単位		対象地域			
年度											
項目2						単位		対象地域			
年度											
項目3						単位		対象地域			
年度											

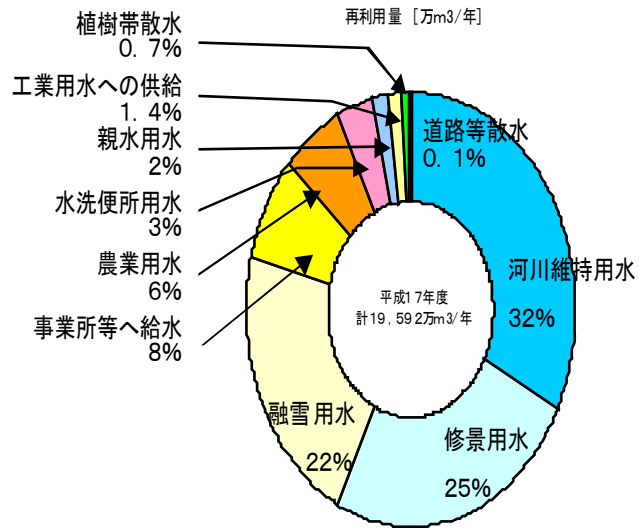
No	52	再掲No	なし	
該当箇所番号	3 - 7 -	再掲箇所番号	- - -	
施策名	地下水の涵養に関する取り組み施策紹介			
担当部局	環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室			
施策の概要	<p>1)地盤高・地下水位の観測と揚水量調査等に関する基本的な考え方及び望ましい監視の水準等についてとりまとめた地盤沈下監視ガイドラインを策定している。</p> <p>2)地盤環境保全施策に資するため、各都道府県における地下水の利用状況、地盤沈下等の状況を取りまとめ環境省ホームページにてその情報を公表している。</p> <p>3)国及び地方公共団体が実施した地盤沈下の測定結果について地方公共団体から報告を受け、これを基に全国の地盤沈下の概況を取りまとめている。</p> <p>4)地盤沈下など地下水位の低下による障害を防ぐため、地下水採取規制に関する施策を推進している。</p> <p>5)地下水の流動や地盤沈下の発生の仕組みなど、地盤環境保全対策を検討するため必要な調査研究を行うとともに、地域の特性を踏まえた適切な地下水管理方策の検討を行っている。</p>			
瀬戸内海関係地域での実施事例				
進捗状況を示すデータ				
項目1	単位		km <sup>2</sup>	対象地域
年度				
項目2	単位		km <sup>2</sup>	対象地域
年度				
項目3	単位			対象地域
年度				



No	56	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 7 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	下水処理水の再利用に関する取り組み
担当部局	国土交通省下水道部流域管理官

<p>施策の概要</p>	<p>1) 昭和55年度に「下水処理水循環利用技術指針(案)」を策定し、昭和56年7月に関係地方公共団体に通知。</p> <p>平成元年度には処理水再利用の用途の多様化に対応すべく、「下水処理水の修景・親水利用水質検討マニュアル(案)」を策定。</p> <p>2) 更なる下水処理水再利用の重要性の高まりを受け、上記マニュアル等を見直し、平成17年4月に「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」を策定し、関係地方公共団体に事務連絡を发出。</p> <p>3) また、昭和54年度から関係省庁と協力して民間の行う雨水、汚水の循環利用を推進するために、財政的援助を実施。</p> <p>4) 下水処理水の再利用等により健全な水循環系の再生を図る事業に対し、新世代下水道支援事業制度により支援。</p> <p>5) 平成17年度は241の処理場において下水処理水が場外に送水され、工業用水、修景用水等として再利用されており、その水量は年間約2億<sup>3</sup>。</p>
--------------	---



<p>瀬戸内海実施関係地域</p>	
-------------------	--

進捗状況を示すデータ		単位	対象地域
項目1			
年度			
項目2			
年度			
項目3			
年度			







No	65	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 12 -	再掲箇所番号	- - -

施策名 瀬戸内海における水質モニタリングの概要(常時監視、広域総合水質調査)

担当部署 環境省水・大気環境局水環境課、閉鎖性海域対策室

3. 各種モニタリングの実施および取りまとめについて  
(2) 公共用水域水質測定  
水質汚濁防止法に基づき、地方自治体及び国により、昭和46年より全国の公共用水域で汚濁状況の実態調査が実施されており、環境省においてとりまとめを実施している。その結果から、環境基準の達成状況をモニタリングしている。  
(1) 広域総合水質調査  
水質総量規制の効果を把握するために東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、環境省が水質汚濁の実態調査を昭和54年より実施している。

表 指定水域における水質モニタリングの概要

	公共用水域水質測定	広域総合水質調査
対象	全国の公共用水域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海
調査項目	水質(健康項目、生活環境項目)	水質(生活環境項目)、底質
測定点	陸域に近い沿岸域を中心に配置	海域から沿岸域の沖合にかけて 一様配置
頻度	原則として12回/年以上(1回/月以上)	4回/年(春、夏、秋、冬)
深度	表層(海面下 0.5m)	水深5m以浅の場合
	中層(海面下 2.0m)	上層(海面下 0~0.5m)
	下層(海面下 10.0m)	下層(底土上 0.5m)
	水深が5m以浅の場合は表層のみ採水 水深が10m以上の場合は、必要に応じて下層からも採水	水深5m以深の場合 上層(海面下 0~0.5m) 下層(底土上 1.0m)


瀬戸内海関係地域での実施事例

【公共用水域水質測定について】

- ・CODについては、水質総量規制制度の開始時点から測定されている。
- ・富栄養化の問題に対応するため、第5次総量規制より全窒素及び全リンが対象となっており、平成7年度から測定が開始されている。
- ・瀬戸内海では平成18年度においてCOD454地点(内大阪湾28地点)、全窒素及び全リン300地点(内大阪湾22地点)で水質測定を実施。

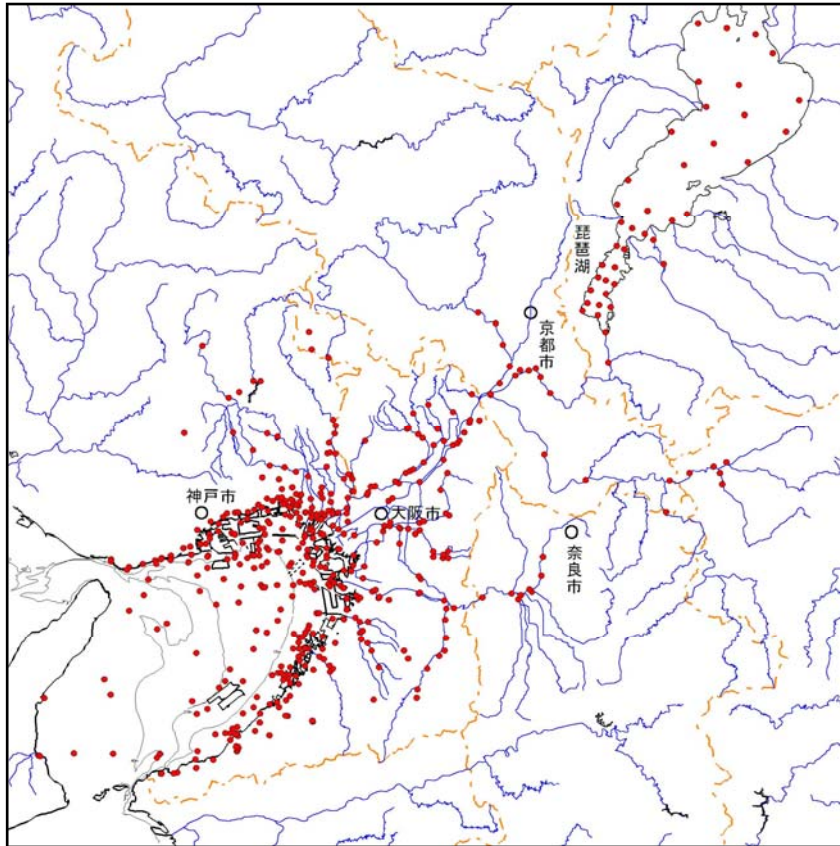
【広域総合水質調査について】

- ・昭和54年よりCOD、T-N、T-P等の測定を実施。
- ・瀬戸内海においては平成16年度124地点で水質測定を実施。

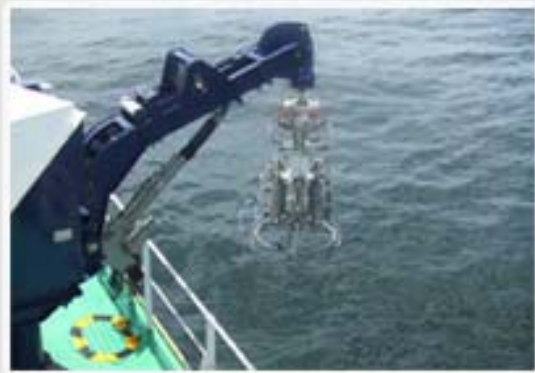


進捗状況を示すデータ												
項目1											単位	対象地域
年度	.....											
項目2											単位	対象地域
年度	.....											
項目3											単位	対象地域
年度	.....											

No	66	再掲No	70
該当箇所番号	3 - 12 -	再掲箇所番号	3 - 13 -
施策名	「大阪湾再生」水質一斉調査の概要		
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室		
施策の概要	<p>1. 目的 大阪湾再生推進会議では、平成16年度より国・自治体・研究機関などとの連携をはかり、「大阪湾再生」水質一斉調査として、一年の内で最も水質汚濁が懸念される夏場の一斉に水質調査を実施している。 平成19年度は、4回目の調査となり、国・地方公共団体や臨海部に立地する民間企業、大学などの参加により水質一斉調査を実施した。</p> <p>2. 実施時期 平成19年8月7日(火) 実施(一部2, 6日実施)</p> <p>3. 共通測定項目 「大阪湾再生行動計画」では「魚庭(なにわ)の海」の復活を目標に掲げており、その実現に向けて生物生息指標であるDO(溶存酸素量)、塩分濃度、水温を海域の共通測定項目に設定。大阪湾に流入する河川では、陸域などから流入する汚濁負荷の指標であるCOD、窒素、りんなどを測定。第五管区海上保安本部では、流れの調査とともに、塩分濃度、水温、及び透明度などを測定。</p> <p>4. 期待される効果 大阪湾全体の環境負荷の全体像の把握(貧酸素水塊の発生分布など) 大阪湾の汚濁メカニズムの解明と藻場や干潟などの改善方策の効果的な対策手法の検討陸域からの流入負荷など、陸域と海域の関係の解明国、自治体、研究機関、企業、NPOによる環境モニタリングネットワークの構築 等</p> <p>5. 水質一斉調査市民参画マップ 今回の水質一斉調査は、『水質一斉調査市民参画マップ(WEB)』を活用し、NPO・市民団体との協働による情報の共有化をめざす。</p> <p>①. 今年度の「大阪湾再生 水質一斉調査」では、NPO、市民団体との協働をはかり実施。 ②. 市民の皆さんには行政が行う水質測定を補完する目的として、湾域各地において、「海の色、海辺の生き物、ゴミの様子」などの市民の視点によるモニターを実施。 ③. その結果を下記の『水質一斉市民参画マップ』のWEBに画像やコメントを書き込んでいただく。 ④. 水質一斉調査に携わった行政職員や海で市民活動を行っている、より多くの市民の皆さんに、さらに感想などを書き込んでいただく。 ⑤. 水質一斉調査に携わった多くの行政機関・企業と、海辺で活動を行っている市民の方々とをつなぐ大阪湾モニタリングに関する情報基盤として、機能していくことを目指す。</p>		
	瀬戸内海関係地域での実施	<p>測定地点及び実施機関 【海上】(計208地点) 国土交通省近畿地方整備局(港湾空港部)、第五管区海上保安本部、大阪府環境農林水産総合研究所、大阪府港湾局、大阪府南大阪湾岸流域下水道事務所、大阪市環境局、大阪市港湾局、堺市、兵庫県環境局、兵庫県土木局港湾課、神戸市、西宮市、尼崎市、大阪湾広域臨海環境整備センター、関西国際空港株式会社、関西国際空港用地造成株式会社、阪神高速道路株式会社、関西電力株式会社、新日本製鐵株式会社、JFEスチール株式会社、東洋建設株式会社、日本ミクニヤ株式会社、大阪市立大学、大阪府立大学、大阪湾再生推進会議事務局</p> <p>【河川】(計253地点) 国土交通省近畿地方整備局(河川部)、大阪府、兵庫県及び関係市</p>	
進捗状況を示すデータ			
項目1		単位	対象地域
年度			
項目2		単位	対象地域
年度			
項目3		単位	対象地域
年度			



平成19年度「大阪湾再生」水質一斉調査の調査地点



▲ Dr.海洋による調査の様子

出展: 大阪湾再生推進会議HP

No	67	再掲No	87
該当箇所番号	3 - 13 -	再掲箇所番号	3 - 16 -

施策名	せとうちネットの概要
-----	------------

担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
------	------------------------

瀬戸内海的环境保全・創造を推進するためには、地域住民、企業、研究者、行政が一体となって総合的な沿岸域の環境管理を進めていくことが重要。これを実現するためには各主体間で、瀬戸内海環境保全・創造に関する情報や知識を共有することが必要。「瀬戸内海研究・環境等情報ネットワーク」(略称「せとうちネット」)はこれらを実現するための情報提供システムとして運用されている。

●主なコンテンツ

【瀬戸内海とわたしたち】

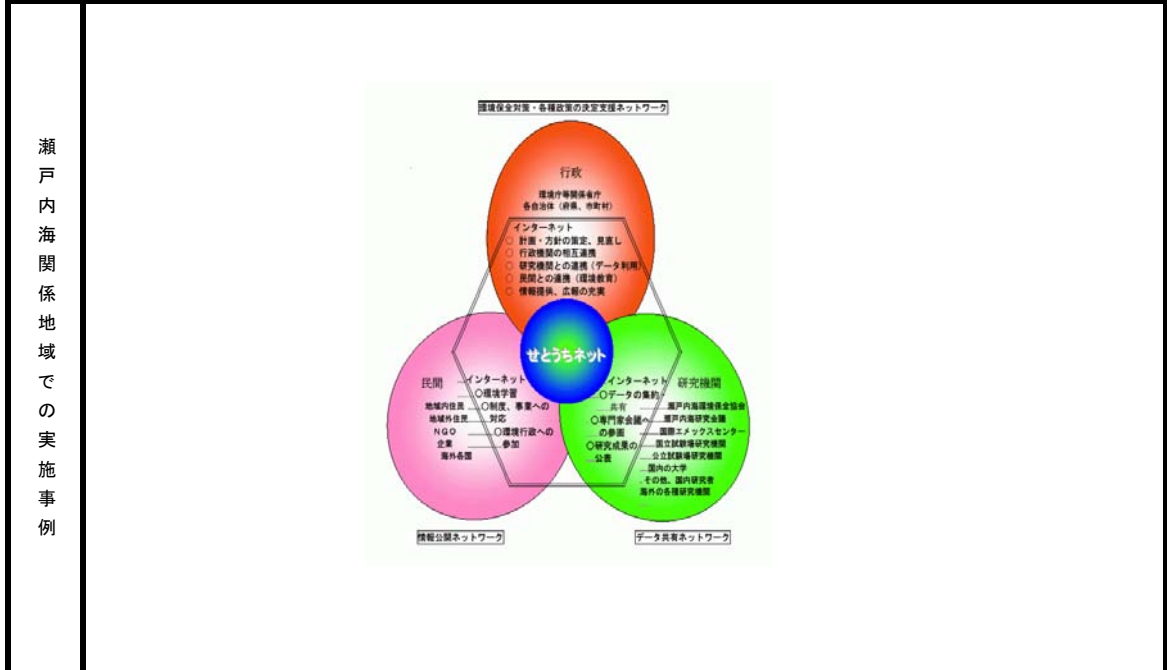
環境学習に資するコーナーとして、かけがいのない瀬戸内海・生活とのかかわりを「知る」、「考える」、「実践する」ための素材を中心に、瀬戸内海の代表的な生きものや磯観察の方法、生きものの飼育・標本の作り方等について解説

【瀬戸内海の情報】

- ・広域総合水質調査データ(GIS)
- ・自然環境に関する情報(概況・気象・海象、水質・底質、赤潮の発生状況等)
- ・社会・経済に関する情報(人口、産業)
- ・環境保全対策(閉鎖性海域の水質保全対策、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく対策、公害防止計画等)
- ・文化・歴史に関する情報(瀬戸内海の主な文化財指定状況、瀬戸内海に関する紀行文一覧等)
- ・レクリエーションに関する情報(瀬戸内海の主な海水浴場)
- ・瀬戸内海の島探索(島嶼部の環境情報)
- ・瀬戸内海魚類リスト

【学術研究・調査データベース】

- ・瀬戸内海関連文献リスト(瀬戸内海に関する既往の調査研究文献リスト(1988年までの約8,000件))
- ・環境省調査・研究報告書(環境省発行の瀬戸内海に関する調査報告書 約130件)



進捗状況を示すデータ																				
項目1											単位	対象地域								
年度																				
項目2											単位	対象地域								
年度																				
項目3											単位	対象地域								
年度																				



No	71	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 13 - -	再掲箇所番号	- - -

施策名 瀬戸内海における新たな環境保全・再生の在り方に関する調査の概要

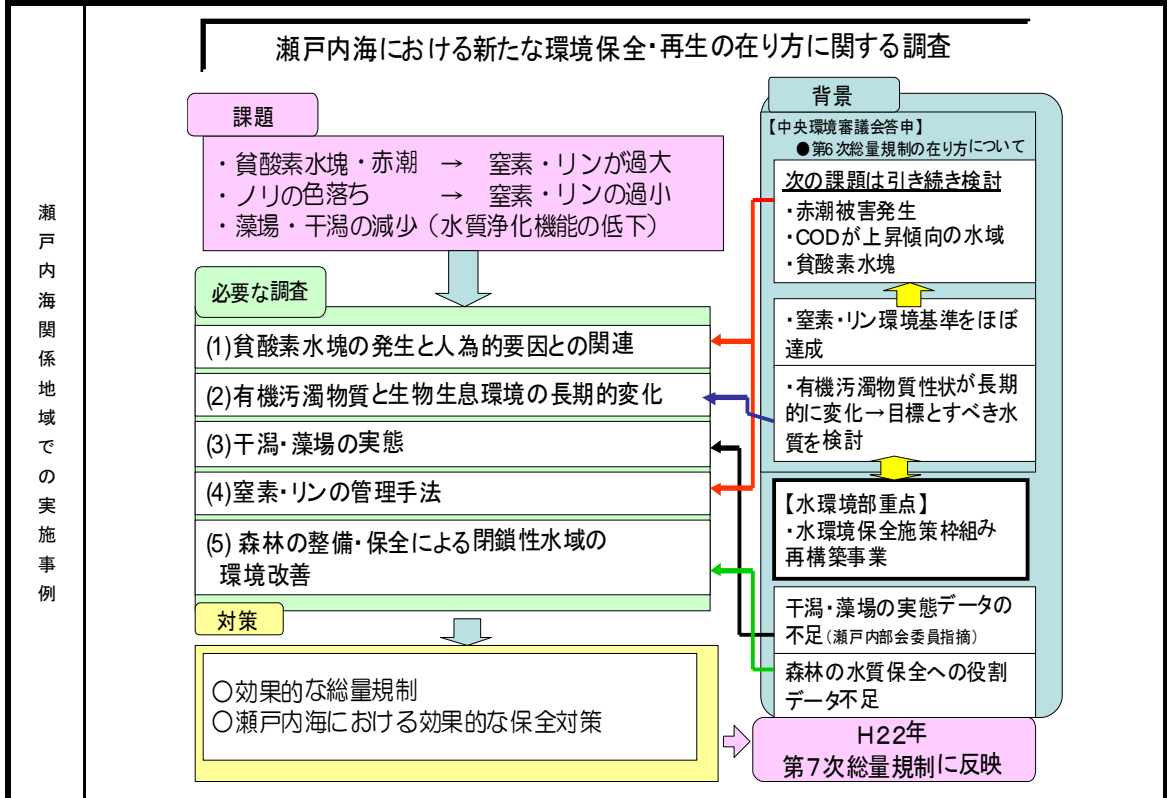
担当部局 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

(背景)  
瀬戸内海の一部の海域では、貧酸素水塊が発生しており、生態系保全上、問題となっているが、瀬戸内海の貧酸素水塊と産業排水や生活排水等の人為的要因との関連は解明されていない。また、同海域においては赤潮の発生やノリの色落ち被害が問題となっており、窒素・リンの削減対策から量的管理へと政策転換を図る必要がある。

(調査目的)  
瀬戸内海の課題に関する検討を進め、第7次総量規制基本方針への反映等を図り、瀬戸内海の環境保全施策の推進を図る。

施策の概要 (事業内容)  
(1) 瀬戸内海における貧酸素水塊の発生に関し、汚濁負荷量の流入等の人為的な要因との関連を調査する  
(2) 瀬戸内海における有機汚濁物質と生物生息環境の長期的な変化を把握するため、過去の調査で収集した底質柱状試料に含まれる腐食物質及び生物遺骸を分析する。  
(3) 瀬戸内海における干潟・藻場の減少の状況を把握するため、航空写真撮影及び地図調査により、瀬戸内海の干潟・藻場の実態を把握する。  
(4) 瀬戸内海において窒素・リンの濃度レベルを適切に管理する手法を検討する。  
(5) 森林の整備・保全が閉鎖性水域の環境改善に果たす役割を評価する。

(年次計画)  
平成18年度～20年度



進捗状況を示すデータ												
項目1									単位	対象地域		
年度												
項目2									単位	対象地域		
年度												
項目3									単位	対象地域		
年度												

No	72					再掲No	なし				
該当箇所番号	3	-	13	-	-	再掲箇所番号	-	-	-	-	-
施策名	閉鎖性海域における最適環境修復技術のパッケージ化事業の概要										
担当部署	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室										
施策の概要	<p>(背景)</p> <p>①過剰な栄養塩や有機性汚泥が「負の遺産」として蓄積。赤潮や貧酸素水塊が発生し、生物が生息できない状態が発生。</p> <p>②保全型施策の充実、悪化した環境の修復・回復、多様な生物の生息場の創出が求められている。</p> <p>③代表的な環境修復技術＝人口干潟、浅場、藻場の造成、底泥の浚渫・覆砂等→海域における物質循環構造を修復するためには、これからの技術の組み合わせが課題。</p> <p>(調査目的)</p> <p>①多様な環境修復技術の開発と最適な組合せ(ベストミックス)を示すこと</p> <p>②ベストミックスの方法論の汎用化(環境修復技術のパッケージ化)</p> <p>③尼崎における環境修復技術事業化のための提案</p> <p>(調査期間)</p> <p>H13～H15(環境省環境技術開発等推進事業による事業期間)</p> <p>※その後兵庫県に調査が引き継がれた。</p>										
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(実証海域)</p> <p>兵庫県尼崎港内</p> <p>(実証内容)</p> <p>以下の技術による水質改善効果をモニタリングで把握</p> <p>①浮体式藻場による海藻類育成と海藻バイオマス利用</p> <p>②エコシステム護岸</p> <p>③人口干潟</p> <p>④磯および石積堤を用いた閉鎖性干潟</p> <p>⑤流況制御</p> <p>(結果)</p> <p>・本プロジェクトで選択した環境修復技術は互いに多くの補完機能を有しており、複数の技術が絡み合うことで機能の増幅が図られることが判明。</p> <p>・特に浅場造成による透明度改善効果、貧酸素化抑制効果とも大きく、懸濁物食性二枚貝のろ過と開始の光合成による酸素供給は互いに大きな補完効果を生み出す。</p> <p>(その他)</p> <p>・実証試験終了後、これらの施設は環境教育の場として活用されている。</p>									
進捗状況を示すデータ											
項目1						単位		対象地域			
年度	.....										
項目2						単位		対象地域			
年度	.....										
項目3						単位		対象地域			
年度	.....										